

平成 31 年 4 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用組合中央協会

「時価の算定に関する会計基準（案）」等に係る
意見の提出について

今般、本年 1 月 18 日に貴委員会から公表されました標記意見募集につきまして、別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 31 年 4 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用組合中央協会

「時価の算定に関する会計基準（案）」等に関する意見について

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合にはその理由をご記載ください。

質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（意見）（（質問 1）（質問 2）共通）

本公開草案の基本的な方針として、「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとした。」とありますが、グローバルな事業展開をしている銀行等と異なり、信用組合は協同組織の金融機関として日本国内の限定された地域において事業を展開しており、国際的な財務諸表の比較可能性の向上を追求する必然性は薄いものと考えております。

このため、本公開草案について、一律に適用するのではなく、事業体の規模や特性に応じて同じ基準を適用するか否か、あるいは、簡便的な取扱いを設定いただくことを要望します。

質問 3（時価の定義に関する質問）

（質問 3-1）時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（質問 3-2）期末 1 ヶ月の平均価額に関する定めの削除に関する質問

本公開草案では、その他の有価証券の時価として期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問4（時価の算定単位に関する質問）

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によることとしていますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見) ((質問3) (質問4) 共通)

特にありません。

質問5（時価の算定方法に関する質問）

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

各事業体によって計算方法の相違が生じないよう、数式ベースの統一された具体的な計算方法を示していただくことが望れます。

質問6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見) ((質問6) (質問7) 共通)

特にありません。

質問8（開示に関する質問）

(質問8-1) 開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求める 것을提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを探査しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(質問8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見) ((質問 8-1) (質問 8-2) 共通)

同意しません。

(理由)

人的リソースが少ない事業体（信用組合の約 3 割が 100 名未満の職員数。）において、決算期という限られた期間での本開示項目への対応は事務負荷が大きいと考えます。

本開示項目については、一律に適用するのではなく、事業体の規模や特性に応じて同じ開示項目を求めるか否か、あるいは、簡便的な取扱いを設定いただくことを要望します。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

本件に係る適用時期の設定については、以下の理由により、一律に設定するのではなく、事業体の規模や特性に応じて、また、関係者へのヒアリングの実施等を踏まえた上でご検討いただきたく存じます。

(理由)

本公開草案の適用にあたって、例えば、有価証券の時価評価において、金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格を利用する事が想定されます。第三者から入手した相場価格を利用するにあたっては、当該相場価格が会計基準に従って算定されたものであるか否かについて検証が必要となり、そのための態勢整備を行わなければなりません。

人的リソースが少ない事業体（信用組合の約 3 割が 100 名未満の職員数。）においては、時価の算出にあたり、数式ベースの統一された具体的な計算方法が示されなければ、適切な時価評価を行うことが困難であり、監査法人等の決算承認を得られないことになります。その場合、信用組合の信用不安を惹起することになります。

次に、投資信託の取扱いについては未検討であり、改正後の影響について想定できない段階で、本公開草案を公表し適用時期を設定することには疑問があります。投資信託の取扱いを含め、会計基準の改正について明確な方向性を示した上で、適用時期について検討するべきであると考えます。

(質問 9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

投資信託の取扱いについては、保有金額の大きさ、収益への影響、運用対象、運用手法の多様性等を踏まえ、慎重に検討なされることを要望します。

質問 10 (設例に関する質問)

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

質問 11 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(意見) ((質問 10) (質問 11) 共通)

特にありません。

以上